日医発第 467 号（情シ）
令 和 4 年 6 月 1 日

都道府県医師会長　殿
郡市区等医師会長　殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中 川 俊 男
（公 印 省 略）

日本医師会サイバーセキュリティ支援制度の創設
及び一時支援金請求時の休業証明に関するご協力のお願い

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

近年サイバー攻撃による被害は増加し、今後もその傾向は続くと見込まれています。直近でも、医療機関を標的としたランサムウェア攻撃や Emotet をはじめとする標的型メール攻撃が多発化しており、地域の医療提供体制に影響を及ぼすケースも発生しております。日本医師会としてもこの事態を深刻に受け止め、医療機関のサイバーセキュリティ対策を支援する方策を検討してまいりましたが、この度、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度を創設することといたしました。

令和 4 年 6 月 1 日より運営を開始する本制度は、

(1) 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
(2) セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
(3) 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

の 3 つの柱から構成されております。**本制度は、いわゆるサイバーリスク保険（サイバー攻撃により発生した損害賠償責任や費用損害に関する補償等を提供する保険）ではございません。**医療機関用のサイバーリスク保険につきましては、多くの都道府県医師会や医師協同組合において、会員向けに取り扱っておられると承知しておりますが、本制度は、主にそのような保険に加入していない医療機関に相談窓口を提供すると共に、万一の場合に初期対応の一時金をお支払いする支援を行うための制度となっております。

【日本医師会メンバーズルーム内専用ページ】
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

【制度の概要】
※詳細につきましては、別添資料「日本医師会サイバーセキュリティ支援制度概要および利用マニュアル」をご確認ください。

１．制度の対象

日本医師会 A①会員　※本制度のための新たな費用負担はございません。

２．支援の内容

(1) 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

サイバーセキュリティに関連する日常の些細なセキュリティトラブルから重大トラブルまで幅広くご相談いただける相談窓口（年中無休・受付時間：9 時～21 時）を設置いたします。本窓口は無料で何度でもご利用が可能です。

(2) セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用

サイバー攻撃の被害に遭わないためには、日頃からのサイバー攻撃に対する意識の向上や予防が非常に重要となります。東京海上日動火災保険株式会社が運営するサイバーセキュリティ情報発信ポータルサイト「Tokio Cyber Port」では、サイバーセキュリティに関する最新のニュースやコラム掲載、標的型攻撃メール訓練や各種マニュアル・テキストが提供されており、日本医師会としても本サービスの活用を推奨します。

(3) 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

日本医師会 A①会員が開設・管理する医療機関において下記に該当する被害が発生した際に、初期対応を支援する費用として一時金をお支払いいたします。（事由発生日：2022 年 6 月 1 日以降）

① サイバー攻撃の被害を受けた場合

サイバー攻撃を受けた場合や、サイバー攻撃にて個人情報が漏えいした場合に初期対応を支援する費用として 10 万円をお支払いします。加えて、サイバー攻撃を受けた影響により、1 日以上休業した場合には追加で 5 万円をお支払いします。一時支援金のお支払にあたっては、厚生労働省への届出を要件とします。

② サイバー攻撃に起因しない個人情報漏えいが発生した場合

初期対応を支援する費用として 5 万円をお支払いします。一時支援金の支払いにあたっては、個人情報保護委員会への再発防止策を講じた報告かつ、漏えいした本人へ通知することを要件とします。

「(3)①サイバー攻撃の被害を受けた場合」につきましては、サイバー攻撃の影響で医療機関が 1 日以上休業した場合に追加の支援金をお支払いすることとしておりますが、休業の事実を確認するために、都道府県医師会または郡市区等医師会から休業証明書の発行を受けることを要件とさせていただいております。そのため、大変恐縮ですが、貴会ご所属の日本医師会 A①会員から休業証明書の発行依頼がなされた場合には、是非ともご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添資料】

- 日本医師会サイバーセキュリティ支援制度概要および利用マニュアル
- 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度規程
- サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金申請関係書式
  - チェックシート
  - 給付申請兼振込依頼書
  - サイバー攻撃による休業証明書
  - 厚生労働省への報告書

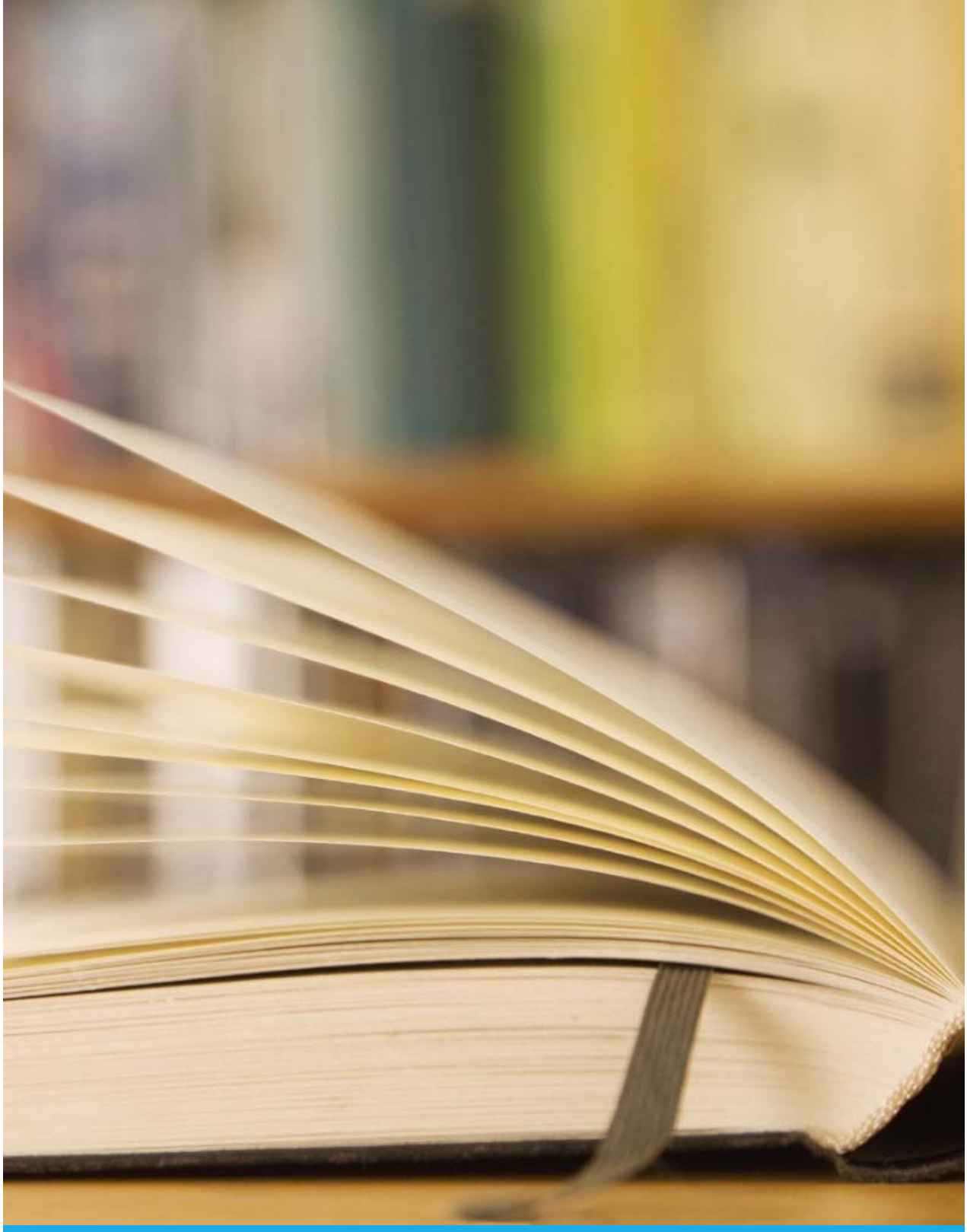

日本医師会
サイバーセキュリティ支援制度概要
および利用マニュアル

公益社団法人　日本医師会

2022年６月１日

目次

１．サイバーセキュリティ支援制度の概要
２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容
３．本制度に関するQ&A

１．サイバーセキュリティ支援制度の概要

1．サイバーセキュリティ支援制度の概要

1-1　制度創設の背景

近年サイバー攻撃による被害は増加し、今後もその傾向は続くと見込まれています。直近でも、医療機関を標的としたランサムウェア攻撃(*)やEmotet(**)をはじめとする標的型メール攻撃(***)が多発化しており、医療提供体制に影響を及ぼすケースも発生しています。日本医師会としてもこの事態を深刻に受け止め、対応策を検討した結果、会員様のサイバーセキュリティ対策の一助となるような基礎支援策から成るサイバーセキュリティ支援制度を創設することといたしました。

(*)マルウェア（コンピューターウイルスやスパイウェアなど、PCなどの端末に不利益をもたらす悪意のあるプログラムやソフトウェアの総称）の１種で、感染した端末は、保存されているデータが暗号化されて使用できない状態になってしまいます。そのデータを元に戻す対価や窃取した情報を漏洩しない対価として、身代金を要求されるケースが多いです。
(**)非常に高い感染力・拡散力を持つマルウェアの１種で、感染した端末内のメール情報（送受信者のアドレスや本文内容）が窃取されてしまいます。窃取された情報により、発信元などを偽装したEmotet付メールがばら撒かれることで、さらに感染が拡大します。
(***)対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、知り合いや取引先のふりをして送られてくるメールで、Emotetなどのマルウェアが添付されていたり、有害なサイトに誘導するような内容になっています。

1-2　制度の対象

日本医師会A①会員

1-3　制度の概要

下記3つの支援策で構成されています。各項目の詳細については次ページ以降を参照ください。

①日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
②セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
③日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-1 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

サイバーセキュリティに関連する日常の些細なセキュリティトラブルから重大トラブルまで幅広くご相談いただける相談窓口を設置いたします。本窓口は無料で何度でもご利用いただけます。

（1）具体的なサービスご提供内容

■1次対応

ネット接続の不具合やウイルス感染等の日常診療業務におけるトラブルに対して、初期のアドバイスやウイルス駆除、セキュリティ診断のリモートサポート等を行います。

■2次対応

不正アクセスや情報漏えい等の高度な専門性を要する重大なトラブルに対して、より専門的な観点でのアドバイスを実施いたします。また会員様の要望に応じた専門事業者（フォレンジック事業者(*)、弁護士）のご紹介を行います。

（*)フォレンジック事業者とは、セキュリティ事故発生時に原因究明などのために、コンピュータに残された証拠を調査する専門事業者のことを指します。

（2）窓口運営時間

年中無休　9時～21時

（3）ご連絡先

TEL：0120-179-066

（4）費用

無料（何度でもご利用可能です）

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-1 日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

（5）利用時の注意点等

- 相談窓口のご利用時には、電話口で日本医師会A①会員が開設・管理する医療機関であることを確認させていただきます。具体的には、A①会員名、医療機関名、所在地、医籍番号（6桁）もしくは会員番号（10桁）を確認いたしますので、これらが分かるものをご用意のうえご連絡ください。
- A①会員本人に加え、職員の方からのお問合せも可能です。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-2 セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用

サイバー攻撃の被害に遭わないためには、日頃からのサイバー攻撃に対する意識の向上や予防が非常に重要となります。東京海上日動火災保険株式会社が運営するサイバーセキュリティ情報発信ポータルサイト「Tokio Cyber Port」では、サイバーセキュリティに関する最新のニュースやコラム掲載、標的型攻撃メール訓練や各種マニュアル・テキストが提供されており、日本医師会としても本サービスの活用を推奨します。

（1）利用方法
下記URLよりもしくはQRコードよりアクセスのうえ、会員登録いただくことでどなたでもご利用いただけます。

＜URL＞
https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/

（2）サービス運営会社
東京海上日動火災保険株式会社

（3）費用
無料（一部サービスは有償となります）

（4）サービス提供内容（一例）
サイバーセキュリティに関する最新記事の掲載
機関紙「Cyber Risk Journal」の提供
標的型攻撃メール訓練サービスのご提供
従業員実践テキストのご提供　等

＊各サービスの詳細等は上記（1）のURLへアクセスのうえご確認ください。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-3 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

日本医師会Ａ①会員が開設・管理する医療機関において下記に該当する被害が発生した際に、初期対応を支援する費用として一時金をお支払いいたします。（事由発生日：2022年６月１日以降）
本制度の詳細につきましては、制度規程（別紙）をご参照ください。

（1）お支払いする金額について
①サイバー攻撃の被害を受けた場合
サイバー攻撃を受けた場合や、サイバー攻撃にて個人情報が漏えいした場合に初期対応を支援する費用として10万円をお支払いします。加えて、サイバー攻撃を受けた影響により、1日以上休業(*)した場合には追加で5万円をお支払いします。
一時支援金のお支払にあたっては、厚生労働省への届出を要件とします。

（*）休業の定義について
サイバー攻撃を受けたことにより、新規患者（初診料の算定対象）の診察業務を一切停止した場合も「休業」として補償対象とします。
（再診等その他の診察を実施していても休業と見なします。）

②サイバー攻撃に起因しない個人情報漏えいが発生した場合
初期対応を支援する費用として5万円をお支払いします。一時支援金の支払いにあたっては、個人情報保護委員会への再発防止策を講じた報告かつ、漏えいした本人へ通知することを要件とします。

上記①、②ともに内部犯罪に起因した案件はお支払いの対象外となります。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-3 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

（2）支援金のご請求方法

一時支援金をご請求いただく際には、下記書類をご準備のうえ次頁（3）記載の事務局へご送付をお願いします。各資料のサンプルは別添資料をご参照ください。

【ご提出書類】

①サイバー攻撃を受けた場合

・厚生労働省への報告書の写

・サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

・都道府県医師会もしくは郡市区等医師会作成の休業証明書（休業した場合のみ）

②サイバー攻撃によらない個人情報漏えいの場合

・個人情報保護委員会へ提出した報告資料の写

・サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

（3）請求回数について

１医療機関あたり年間１回までかついずれか一方のみのご請求となります。

サイバー攻撃一時支援金と個人情報漏えい一時支援金は重ねてお支払いたしません。

（4）各種書類の送付先

〒980-8799

日本郵便株式会社　仙台中央郵便局留め

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金事務局　宛

＊送料は会員様にてご負担のうえ、上記送付先へ郵送願います。

２．サイバーセキュリティ支援制度の具体的な内容

2-3 日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

（5）支援金のお支払いスケジュール
支援金のお振込みスケジュールは以下の通りとなります。お支払いに必要な全ての書類が到着し、内容に問題ないことを確認のうえ、お振込みをさせていただきます。

①毎月1日～15日までに到着：当月末までに事務局お振込み手続き完了
②毎月16日～末日までに到着：翌月15日までに事務局お振込み手続き完了
＊休日等によりご指定口座への着金日が月初や16日以降になる場合があります。

（6）お問い合わせ先
日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度事務局
TEL：0120-411-250
Mail：jma-cyber@qag.jp
運営時間：平日9時～18時（土日、祝日、年末年始は休業）

＊メールでのお問い合わせの際は、件名を以下にしていただくようお願いします。
メール件名：【日本医師会】【会員様名(医療機関名)】一時支援金手続き希望

一時支援金対象可否フローチャート

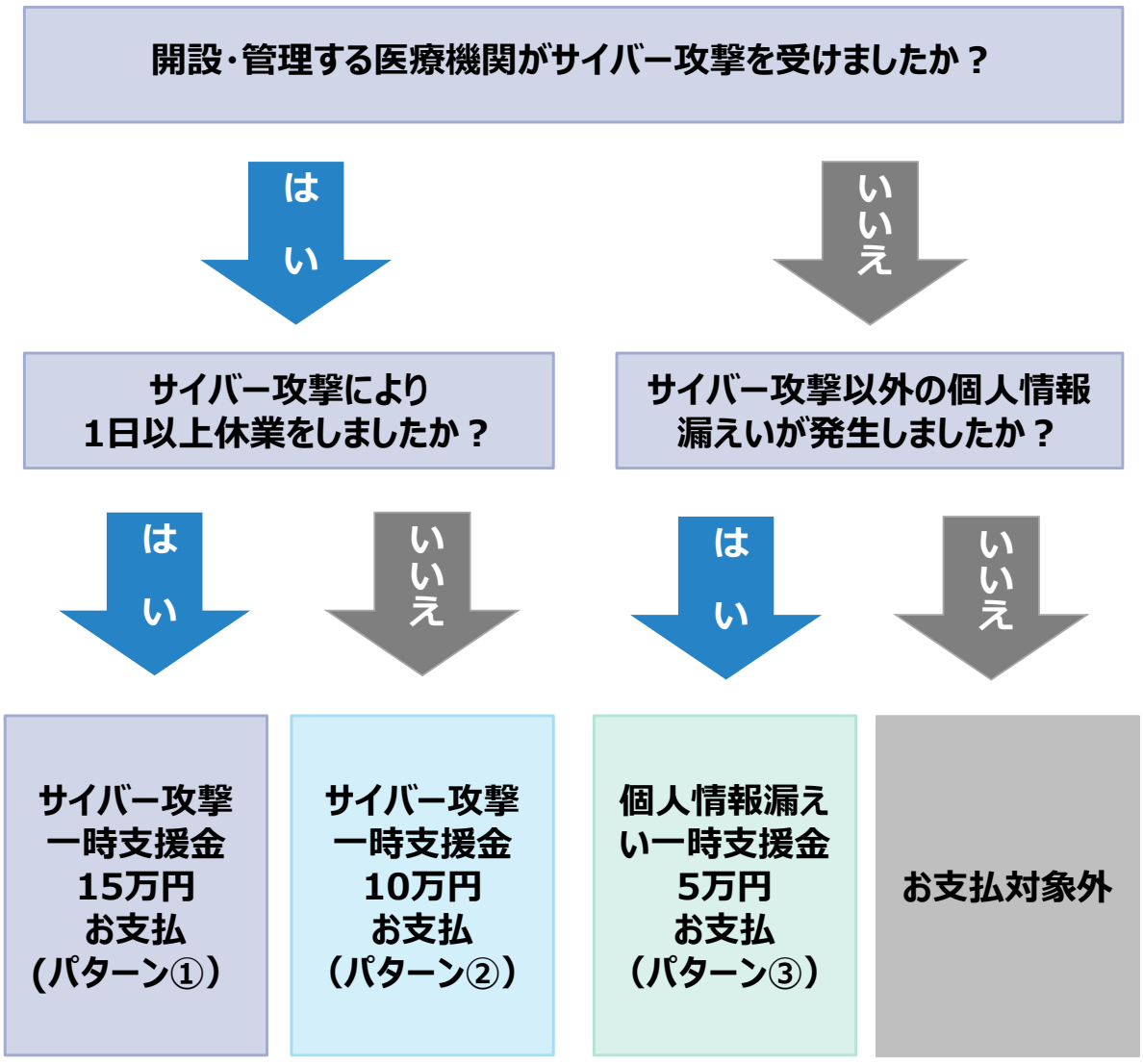

各種一時支援金のお支払いの要件、提出書類等についてはP9～P11およびP13をご参照ください。

一時金ご請求時の流れについて

サイバー攻撃一時支援金15万円お支払(パターン①)

①サイバー攻撃の被害内容につき、所定の書式にて厚生労働省へ報告書を提出する

②1日以上休業した場合、都道府県医師会もしくは郡市区等医師会へ休業証明書の作成を依頼する

③申請書兼振込依頼書を記入のうえ、厚生労働省への報告書写と休業証明書とともに事務局へ郵送

サイバー攻撃一時支援金10万円お支払(パターン②)

①サイバー攻撃の被害内容につき、所定の書式にて厚生労働省へ報告書を提出する

②申請書兼振込依頼書を記入のうえ、厚生労働省への報告書写とともに事務局へ郵送

個人情報漏えい一時支援金5万円お支払(パターン③)

①個人情報保護委員会ホームページへアクセスし、発生した事案の内容を専用フォームに入力し速報を行う。
(確報のために、報告内容をCSVファイルで保存する)

②上記①と同様の流れで、再発防止策の記入と、漏えいした方本人への対応状況を記入した確報を行う。
確報の提出前にPDFファイルの出力を必ず行う。

③出力したPDFファイルを印刷し、手書きで日付を追記する。

④申請書兼振込依頼書を記入のうえ、日付を追記した個人情報保護委員会の報告書控ともに事務局へ郵送

３．本制度に関するQ&A

３．本制度に関するQ＆A

目次

１．制度全般
1-1　A①会員以外も所定の手続きをすれば、本制度を利用することはできますか。
1-2　日本医師会を退会した場合や、A①会員以外に会員区分を異動した場合、継続して本制度を利用することはできますか。
1-3　日本医師会にA①会員として入会した場合や、A①会員に会員区分を異動した場合、いつから本制度を利用することができますか。

２．日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）
2-1　PC等の使い方やセットアップ等、PC操作に関する問い合わせも可能ですか。
2-2　電話以外にメール等での相談は可能ですか。
2-3　リモートサポートはどのように行うのでしょうか？
2-4　相談窓口で紹介された専門事業者に業務を依頼する場合の費用は自己負担ですか。
2-5　相談した内容は日本医師会に共有されますか。

３．セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用
3-1　利用登録せずに利用する方法はありますか。
3-2　利用登録を一括して日本医師会側で対応することはできますか。

３．本制度に関するQ＆A

目次

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度
4-1 サイバー攻撃被害を厚生労働省へ届出した際の資料は何を用意すればいいですか。
4-2 受け取った支援金の使途は決められていますか。
4-3 支援金が振込まれた後に何か通知や連絡はきますか。
4-4 保険会社が販売するサイバー攻撃用の保険との違いはありますか。
4-5 サイバー攻撃一時支援金と個人情報漏えい一時支援金を両方受け取ることはできますか。
4-6 サイバー攻撃一時支援金の支払い対象となる事例を教えてください。
4-7 迷惑メールを受け取っただけでも厚生労働省へ届出すれば、サイバー攻撃一時支援金は受け取れますか。
4-8 職員が個人情報が記載された書類が入っているカバンを紛失した場合でも、個人情報漏えい一時支援金を受け取れますか。
4-9 サイバー攻撃による休業証明書はどのように手配したらいいですか。
4-10 サイバー攻撃を受けた報告書はどこまで記入する必要がありますか？
4-11 個人情報保護委員会への提出資料はどこまで記入する必要がありますか？
4-12 サイバー攻撃を受けた報告書を厚生労働省へ提出する際の送付先はどちらになりますか？
4-13 個人情報保護委員会へ報告した内容を入手するにはどうしたらいいですか？
4-14 受け取った一時支援金の税務処理について教えてください。
4-15 一時金の申請期限はありますか？
4-16 1年に1回の請求までとなっていますが、1年間とはいつからいつまででしょうか？

３．本制度に関するQ＆A

１．制度全般

1-1　A①会員以外も所定の手続きをすれば、本制度を利用することはできますか。
ご利用いただけません。
日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）および、日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金はA①会員のみの制度となります。
尚、東京海上日動火災保険株式会社が運営する「Tokio Cyber Port」については、どなたでも会員登録すれば利用可能です。

1-2　日本医師会を退会した場合や、A①会員以外に会員区分を異動した場合、継続して本制度を利用することはできますか。
A①会員だった方が退会された場合は、退会年月日以降、A①会員からそれ以外の会員区分に異動した場合には、異動年月日以降は本制度を利用することはできません。

1-3　日本医師会にA①会員として入会した場合や、A①会員に会員区分を異動した場合、いつから本制度を利用することができますか。
入会の場合は、日本医師会への入会年月日から、A①会員への会員区分異動の場合は、異動年月日からご利用いただけます。
なお、日本医師会への入会手続きや異動手続きは、ご地元の郡市区等医師会、都道府県医師会それぞれの入会手続きを経たうえで行われるため、ご地元の郡市区等医師会に申請いただいてから手続き完了まで2～3カ月かかります。完了までの間であってもご利用いただくことができますが、手続き中である旨をご地元の医師会に確認させていただく場合があります。

３．本制度に関するQ＆A

２．日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口（緊急相談窓口）

2-1　PC等の使い方やセットアップ等、PC操作に関する問い合わせも可能ですか。
一般的なPCの操作に関する問い合わせには対応しておりません。
また、相談窓口にて初期対応実施時にサイバー攻撃とは関係ない通信障害等であることが確認できた場合には、 PCメーカや通信事業者へのご連絡をご案内させていただきます。

2-2　電話以外にメール等での相談は可能ですか。
お電話のみでの対応となります。

2-3　リモートサポートはどのように行うのでしょうか？
相談窓口よりリモートサポートに必要となる情報をお伝えし、オペレータが会員様と同じ画面を見ながらサポートを行います。

2-4　相談窓口で紹介された専門事業者に業務を依頼する場合の費用は自己負担ですか。
会員様ご自身で負担いただく形になります。
別途、ご自身でサイバー攻撃に対応する保険に加入されている場合には、そちらの保険で費用負担できる可能性がありますので、加入保険会社等にお問い合わせください。

2-5　相談した内容は日本医師会に共有されますか。
今後のサービス向上を目的に定期的に日本医師会に共有されます。

３．本制度に関するQ＆A

３．セキュリティ対策強化に向けた無料サイト（Tokio Cyber Port）の活用

3-1　利用登録せずに利用する方法はありますか。
一部コンテンツは利用登録なしでも確認できますが、全てのコンテンツを利用するには利用登録が必要になります。

3-2　利用登録を一括して日本医師会側で対応することはできますか。
できません。
利用登録時にメールアドレス等の入力が必要となるため、会員様ご自身で利用登録いただく必要があります。

３．本制度に関するQ＆A

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金･個人情報漏えい一時支援金制度

4-1　サイバー攻撃被害を厚生労働省へ報告･届出した際の資料は何を用意すればいいですか。
厚生労働省へ電話にて報告･届出した場合には、別添資料「サイバー攻撃被害に関する厚生労働省への報告内容」を記入のうえご提出ください。
また、厚生労働省へメールで報告した場合には、当該メールを印刷したものをご提出願います。

4-2　受け取った支援金の使途は決められていますか。
特に決められておりませんので、会員様のご判断で使途を決定ください。

4-3　支援金が振込まれた後に何か通知や連絡はきますか。
申請書にチェックを入れていただいた方法（電話もしくはメール）にてご連絡をいたします。

4-4　保険会社が販売するサイバー攻撃用の保険との違いはありますか。
保険会社にて販売している保険は、サイバー攻撃を受けた際に係る費用実費を補償する商品と理解をしています。（詳細は各保険会社にご確認ください）
本制度は、サイバー攻撃を受けた際に初期対応を支援する目的で、定額の一時金をお支払いするものになります。

4-5　サイバー攻撃一時支援金と個人情報漏えい一時支援金を両方受け取ることはできますか。
両方受け取ることはできません。
サイバー攻撃により個人情報が漏えいした場合は、サイバー攻撃一時支援金10万円をお支払いいたします。

4-6　サイバー攻撃一時支援金の支払い対象となる事例を教えてください。
以下のような事例がお支払いの対象となります。判断に迷われた場合は事務局までご連絡ください。
・メールに添付されていた添付ファイルを開いてしまい、Emotet等に感染した
・不正アクセス等によりホームページが改ざんされた。
・マルウェアに感染、電子カルテが使用できなくなった。

4-7　迷惑メールを受け取っただけでも厚生労働省へ届出すれば、サイバー攻撃一時支援金は受け取れますか。
迷惑メールの受信だけでは、サイバー攻撃を受けたかは判断できませんので、厚生労働省への報告･届出を行っても一時支援金を受け取ることはできません。

３．本制度に関するQ＆A

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

4-８　職員が個人情報が記載された書類が入っているカバンを紛失した場合でも、個人情報漏えい一時支援金を受け取れますか。
個人情報保護委員会へ再発防止策を作成した報告書の提出と、漏えいした方本人への通知が確認できればお受け取り可能です。

4-9　サイバー攻撃による休業証明書はどのように手配したらいいですか。
別添資料「サイバー攻撃による休業証明書」に必要事項を記入のうえ、都道府県医師会もしくは郡市区等医師会の捺印を取り付け下さい。

4-10　サイバー攻撃を受けた報告書はどこまで記入する必要がありますか？
全ての項目について可能な限り詳細に記入のうえ、厚生労働省へご提出をお願いします。その後、一時支援金請求時に写を本制度事務局まで送付ください。

4-11　個人情報保護委員会への提出資料はどこまで記入する必要がありますか？
全ての項目について記入をお願いします。尚、個人情報漏えい一時支援金のお支払いにあたっては、再発防止策の記入および漏えいした本人への対応（通知）が対応済みであることが条件となります。

4-12　サイバー攻撃を受けた報告書を厚生労働省へ提出する際の送付先はどちらになりますか？
厚生労働省の連絡先は下記の通りとなります。
〒100-8916
東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎第５号館
厚生労働省　医政局研究開発振興課　医療情報技術推進室
MAIL:igishitsu@mhlw.go.jp　TEL:03-3595-2430

4-13　個人情報保護委員会へ報告した内容を入手するにはどうしたらいいですか？
個人情報保護委員会のホームページから報告をする際に、「PDF出力」のボタンがありますので、そちらから入手可能です。報告を提出してしまうと、PDFファイルの出力ができなくなるため、必ず提出前に出力するようお願いします。
一時支援金のご請求時には、PDFファイルを印刷したものに日付を追記のうえ、申請書兼振込依頼書とともに事務局へ送付をお願いします。

３．本制度に関するQ＆A

４．日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度

4-14　受け取った一時支援金の税務処理について教えてください。
基本的に見舞金として申告した場合、非課税扱いになると考えられますが、各医療機関の会計処理により異なる可能性があるので、顧問税理士もしくは管轄の税務署にご相談下さい。

【国税HP】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/09.htm

【税についての相談窓口】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02

4-15　一時金の申請期限はありますか？
申請期限はありません。尚、1医療機関あたり年間1回までのご請求となります。

4-16　1年に1回の請求までとなっていますが、1年間とはいつからいつまででしょうか？
2022年6月1日に制度が開始しますので、2022年6月1日～2023年5月31日までが1年間となります。

日本医師会サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金制度規程

（目的）

第１条 この規程は公益社団法人日本医師会（以下「甲」という。）が、日本医師会 A①会員（以下「乙」という。）が開設・管理する医療機関においてサイバー攻撃の被害を受けた場合および個人情報の漏えいが発生した場合の補償について定める。

（補償を行う場合）

第２条 甲は、乙が開設・管理する医療機関において下記要件に該当する状況が発生した際に、下記の一時支援金を支払う。

① サイバー攻撃の被害を受けた場合ならびにサイバー攻撃を受け個人情報が漏えいした場合には、10 万円を支払う。

② サイバー攻撃を受けたことにより、1 日以上休業した場合には、休業日数にかかわらず、上記①に追加して５万円を支払う。

③ サイバー攻撃以外の原因で個人情報の漏えいが発生した場合は、５万円を支払う。

（補償の要件）

第３条

(1) 前条①および②の支払いにあたっては、サイバー攻撃を受けた事実を厚生労働省へ報告することを要件とする。休業については、サイバー攻撃により新規患者（初診料を算出する）の診察を全面停止した場合には休業と見なすこととする。

(2) 前条③の支払いにあたっては、令和２年改正個人情報保護法（令和４年４月１日施行）に則り、個人情報保護委員会に対して必要な報告（再発防止策に関する報告を含む）を行うこと、かつ、漏えいされた被害者本人へ通知することを要件とする。

（補償を行わない場合）

第４条 以下の場合については、甲は補償を行わない。

(1) 乙の役員または使用人の故意、重過失または犯罪行為に起因する場合

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）に起因する場合

（補償の回数等）
第５条
(1) サイバー攻撃による一時支援金の支払いは、1 医療機関あたり年 1 回までとする。
(2) 第２条①②に規定する一時金と、同条③に規定する一時金は、同一事由によっては重ねて支払わない。

（用語の定義）
第６条　この規程における用語の定義は次の通りとする
(1) サイバー攻撃とは、乙が開設・管理する医療機関にて使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含む。）をいい、次の行為を含む。
① コンピュータシステムへの不正アクセス
② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
③ マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含む。）
④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
(2) 個人情報とは、乙以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。ただし、個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含む。
（ア）氏名のみの情報
（イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報
② 個人識別符号が含まれるもの。個人識別符号とは次のものをいう。
（ア）マイナンバー
（イ）運転免許証番号

（ウ）旅券番号
（エ）基礎年金番号
（オ）保険証番号
（カ）アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

(3) コンピュータシステムとは、情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器･設備およびこれらと通信を行う制御､監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含む。

（補償開始日）
第７条 令和４年６月１日を補償開始日とする。

（補償の請求）
第８条 乙がこの規程による補償を受けようとする場合は、以下の書類を用意して、甲に請求しなければならない。

【一時支援金請求申請書類】
(1)サイバー攻撃を受けた場合
① 厚生労働省への報告資料の写
② サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書
③ 都道府県医師会もしくは郡市区医師会作成の休業証明書（休業した場合のみ)
(2)サイバー攻撃によらない個人情報漏えいの場合
① 個人情報保護委員会へ提出した報告資料の写
② サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

（給付の決定等）
第９条 甲は、前条の規程により請求連絡を受けた時は、速やかに一時支援金の給付に関する決定を行い、乙に通知するものとする。

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請に係わるチェックシート

サイバー攻撃の被害に遭った場合、サイバー攻撃の影響により個人情報漏えいが発生した場合

下記①および②の書類をご準備のうえ、ご提出願います。

①	厚生労働省への報告資料の写	□
②	サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書	□

サイバー攻撃の被害に遭い1日以上休業した場合

上記①、②に加え、下記③の書類をご準備のうえ、ご提出願います。

③	都道府県医師会もしくは郡市区医師会作成の休業証明書	□

サイバー攻撃によらない個人情報漏えいが発生した場合

下記④～⑤の書類をご準備のうえ、ご提出願います。

④	個人情報保護委員会へ提出した報告資料の写	□
⑤	サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書	□

年　　月　　日

公益社団法人　日本医師会　御中

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

下記事由に該当する事象が発生しましたので、一時支援金の給付申請をいたします。

■会員情報をご記入ください。

日本医師会会員氏名	
医療機関名	
医籍番号(6桁)もしくは会員番号(10桁)	
所在地	〒
連絡先（TEL）	
連絡先（e-mail）	

■該当する事象にチェックを入れてください。

□ 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害にあった、サイバー攻撃により個人情報漏えいが発生した

□ 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害に遭い、1日以上休診した

□ 開設・管理する医療機関にて、サイバー攻撃によらない個人情報漏えいが発生した

■お振込先金融機関口座をご記入ください。

金融機関	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 信用組合		
	支店名	支店（出張所）	支店番号・支店コード	
	預金種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄		
	口座番号			
	口座名義人	フリガナ		
ゆうちょ	通帳記号			
	通帳番号			
	名義人	フリガナ		

■支援金のお振込み完了時のご連絡方法（希望するものにチェックを入れてください）

□ 電話での連絡を希望する　□ メールでの連絡を希望する　□ 連絡不要

申請者の個人情報は支援金をお支払いするために必要な範囲で取得・利用します。利用目的を変更する際には、その内容を事前に書面等により通知、公表いたします。

2022年 6月 1日

公益社団法人　日本医師会　御中

日本医師会　サイバー攻撃一時支援金・個人情報漏えい一時支援金給付申請兼振込依頼書

下記事由に該当する事象が発生しましたので、一時支援金の給付申請をいたします。

■会員情報をご記入ください。

日本医師会会員氏名	日医　太郎
医療機関名	医療法人　日医クリニック
医籍番号(6桁)もしくは会員番号(10桁)	1234567890
所在地	〒113-8621 東京都　文京区　本駒込　２－２８－１６
連絡先（TEL）	03-1234-5678
連絡先（e-mail）	●●●@……

■該当する事象にチェックを入れてください。

- [✓] 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害にあった、サイバー攻撃により個人情報漏えいが発生した
- [ ] 開設・管理する医療機関にてサイバー攻撃の被害に遭い、1日以上休診した
- [ ] 開設・管理する医療機関にて、サイバー攻撃によらない個人情報漏えいが発生した

■お振込先金融機関口座をご記入ください。

金融機関	金融機関名	三菱ＵＦＪ					銀行・信用金庫・信用組合			
	支店名	東京			支店（出張所）		支店番号・支店コード	0	0	0
	預金種類	普通・当座・貯蓄								
	口座番号	1	1	1	1	1	1	1		
	口座名義人	フリガナ　イリョウホウジン　ニチイクリニック 医療法人　日医クリニック								
ゆうちょ	通帳記号									
	通帳番号									
	名義人	フリガナ								

■支援金のお振込み完了時のご連絡方法（希望するものにチェックを入れてください）

☑ 電話での連絡を希望する　　□ メールでの連絡を希望する　　□ 連絡不要

申請者の個人情報は支援金をお支払いするために必要な範囲で取得・利用します。利用目的を変更する際には、その内容を事前に書面等により通知、公表いたします。

サイバー攻撃による休業証明書

日本医師会　会員氏名	
医療機関名	
医籍番号（6桁） もしくは 会員番号（10桁）	
対象施設名	〒
休業の理由(*)	□　サイバー攻撃の影響により全ての業務を全面停止とした □　サイバー攻撃により新規患者（初診料を算出する）の診察を全面停止した
休業期間	年　月　日　～　年　月　日

上記理由により、当該施設が1日以上休業もしくは、新機患者（初診料を算出する）の診察を全面停止したことを確認しました。

年　月　日

サイバー攻撃による休業証明書

日本医師会　会員氏名	日医　太郎
医療機関名	医療法人　日医会
医籍番号（6桁） もしくは 会員番号（10桁）	123456
対象施設名	〒　113　-　8621 東京都文京区本駒込2-28-16
休業の理由(*)	□　サイバー攻撃の影響により全ての業務を全面停止とした ☑　サイバー攻撃により新規患者（初診料を算出する）の診察を全面停止した
休業期間	2022年　6月　2日　　～　　2022年　6月　2日

上記理由により、当該施設が1日以上休業もしくは、新機患者（初診料を算出する）の診察を全面停止したことを確認しました。

2022年 6月 10日

●●医師会
会長　●●　●●　（印）
※医師会の署名・捺印は、担当理事名または事務局長名でも結構です。

報告書

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版 6.10章の記載に基づき、次のとおり報告します。

年　　月　　日

厚生労働省　殿

報告者の氏名：

医療機関名			
開設者・管理者名			
所在地			
連絡先（TEL）			
連絡先（Mail）			
医療機関ホームページ			
地域医療連携 ネットワークへの所属			所属あり（名称：　　）・　所属なし
サイバー攻撃の被害に関する報告内容	判明日時		
	事実経過		概要： 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：
	発生原因		
	システムへの影響	電子カルテ	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		画像システム	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		オーダリングシステム	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		電子レセプト	問題なし　・　サイバー攻撃により利用不可
		その他システム	上記以外に利用不可のシステムがあればご記入ください（　　）
	診療への影響		
	地域医療連携 ネットワークへの影響		あり　・　なし
	個人情報漏えい有無		あり　・　なし
	上記ありの場合		□個人情報保護委員会へ速報済み　□個人情報保護委員会へ確報済み　□個人情報保護委員会への報告未済
対外的な対応状況			□ホームページへ掲載済み　□対外公表済み（報道等）　□その他対応を実施・実施予定（　　）

報告書

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版 6.10章の記載に基づき、次のとおり報告します。

2022年 6月 13日

厚生労働省 殿

報告者の氏名： 医療法人日医クリニック 日医太郎

医療機関名		医療法人 日医クリニック
開設者・管理者名		日医 太郎
所在地		東京都 文京区 本駒込 2－28－16
連絡先（TEL）		03-1234-5678
連絡先（Mail）		●●●@……
医療機関ホームページ		https://www.……
地域医療連携ネットワークへの所属		（所属あり）（名称：東京総合医療ネットワーク）・ 所属なし
サイバー攻撃の被害に関する報告内容	判明日時	2022年6月10日 午前10時
	事実経過	概要：メールに添付されていたファイルを開いてしまい、ウィルス感染をしてしまった。 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）： 2022年6月10日 午前8時にメールに添付されていたファイルを開き、コンテンツの有効化をクリックしてしまった。 2022年6月10日 午前9時に日本医師会サイバーセキュリティ対応相談窓口に電話し調査をしてもらったところ、ウィルス感染の恐れがあるため、専門会社を紹介いただく。 2022年6月11日 専門事業者にて調査を実施。電子カルテが利用できない状態
	発生原因	取引先からのメールと勘違いしてしまい、添付されているファイルを開いてしまったことによるもの。
	システムへの影響 電子カルテ	問題なし ・ （サイバー攻撃により利用不可）
	システムへの影響 画像システム	（問題なし） ・ サイバー攻撃により利用不可
	システムへの影響 オーダリングシステム	（問題なし） ・ サイバー攻撃により利用不可
	システムへの影響 電子レセプト	（問題なし） ・ サイバー攻撃により利用不可
	システムへの影響 その他システム	上記以外に利用不可のシステムがあればご記入ください（ ）
	診療への影響	サイバー攻撃を受けた当日は臨時休診。その後は紙カルテにて診療を継続している。
	地域医療連携ネットワークへの影響	あり ・ （なし）
	個人情報漏えい有無	あり ・ （なし）
	上記ありの場合	□個人情報保護委員会へ速報済み □個人情報保護委員会へ確報済み □個人情報保護委員会への報告未済
対外的な対応状況		☑ホームページへ掲載済み □対外公表済み（報道等） □その他対応を実施・実施予定（ ）